



貸付制度のご案内



保育士修学資金等貸付制度の概要

この制度は、岩手県における保育士の養成及び確保を図ることを目的に、保育士として就労を目指す方や既に保育士として就労している方に貸付けを行うことにより、福祉人材育成等を支援するものです。

① 保育士修学資金貸付

保育士資格の新規取得者の確保を目的に、学費、入学準備金、就職準備金の貸付けを行います。

② 保育士就職準備金貸付

保育士の資格を持っている方の就職（再就職）を支援するために、就職準備金の貸付けを行います。

③ 未就学児を持つ保育士の子どもの預かり支援事業利用料金の一部貸付

保育士業務に従事する方の確保や就労支援のために「未就学児を持つ保育士の子どもの預かり支援事業の利用料金」の貸付けを行います。

	保育士修学資金	保育士就職準備金	未就学児を持つ保育士の子どもの預かり支援事業利用料金の一部貸付
貸付対象者	保育士養成施設に在学する方で、卒業後、岩手県内の保育所等において児童の保護等に従事しようとする方	保育士として週20時間以上の勤務を要し、次の①～③のいずれにも該当する方 ①保育士登録後1年以上経過した方、又は保育士登録が行われてからの期間が1年未満の方のうち養成施設の卒業若しくは保育士試験の合格から1年以上経過した方 ②保育所等を離職後1年を経過した方、又は保育所等に勤務経験のない方 ③岩手県内の保育所等に新たに勤務する方	次の①～②のいずれにも該当する方 ①未就学児を養育し、保育所等を利用している方 ②保育所等における勤務の時間帯により、子どもの預かり支援に関する事業を利用する方
貸付期間及び貸付額	○貸付期間 養成施設に在学する期間2年間。なお、4年生の養成施設在学の場合は3年次及び4年次の2年間 ○貸付額 月額5万円以内〔入学準備金20万円以内、就職準備金20万円以内をそれぞれ加算可能〕	貸付額 40万円以内（1人1回限り）	最長2年間 ファミリーサポートセンター事業、ベビーシッター派遣事業、その他の子ども預かり支援に関する事業を利用した料金の半額で、年間12万3千円以内
連帯保証人・利子		1名、無利子	
返還の免除	岩手県内の保育所等において児童の保護等に5年間（過疎地では3年間）従事したとき	岩手県内の保育所等において児童の保護等に2年間従事したとき	
募集受付	入学後		随時

※児童養護施設退所者等自立支援資金、介護福祉士修学資金など、他にも貸付制度があります。

詳しくは岩手県社会福祉協議会福祉経営支援部までお問合せください。

☎ 019(601)7022 Fax 019(637)4255